

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 255（略） 6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一四（略） 五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 六十一（略） 711（略）</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 255（略） 6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一四（略） 五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の第二項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 六十一（略） 711（略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関するこの命令による改正後の労働金庫法施行規則第四十五条第六項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この命令の施行後に産業競争力強化法附則第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関するこの命令による改正後の労働金庫法施行規則第四十五条第六項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。